第十二条中「第八条第二号ニ」を「第九条第二号ニ」に改める。

第十四条中「第四十六条の二第一項第六号」を「第四十六条の二第一項第七号」に改める。

第二十二条第一項第十二号中「第十三条第二号」を「第十五条第二号」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条　削除

第二十七条中「は、一般の金融機関の行う金融等を補完するものであること」を「のうち、同条第一項第一号イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援する業務に係るものは第一号から第四号まで、同項第一号イからニまでに掲げる方法（同号イ及びロにあっては、出資に係る部分に限る。）により支援する業務に係るものは第四号に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一　法第七十一条第一項第一号イ及びロに掲げる方法（出資に係る部分を除く。）により支援する業務の運営に関する重要事項について審議させるため、民間都市機構に、次に掲げる者（民間都市機構の役員及び職員を除く。）のうちから、民間都市機構の代表者が選任する委員五人以上をもって組織する審査会を置き、その議を経て、当該業務を行うこと。

イ　金融若しくは経済又は民間都市開発事業の施行に関し優れた知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者

ロ　土地の権利関係又は評価について特別の知識と経験を有し、公正な判断をすることができる者

二　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

イ　資金の貸付け　元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付され、かつ、担保が付されているものであること。

ロ　社債の取得　元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された社債を取得するものであること。

三　認定整備事業が次のいずれにも該当するものであること。

イ　公共施設に準ずる避難施設、駐車場その他の都市の居住者等の利便の増進に寄与する施設の整備を伴うものであること。

ロ　整備事業区域が都市再生緊急整備地域内にあるときは、整備される建築物の総合的な性能が高く、かつ、当該建築物の建築、使用及び解体に係る二酸化炭素の排出の抑制が図られたものであること。

四　一般の金融機関の行う金融等を補完するものであること。

別記様式第一中「（第一条関係）」を「（第二条関係）」に改める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第二条　民間都市開発の推進に関する特別措置法施行規則（昭和六十二年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第三十一条」を「第七十九条」に改める。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第三条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六十五条第二項第三号中「及び都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第三十条第一項」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月二十五日）から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正前の都市再生特別措置法施行規則第五条第一号の規定によりされた社債の取得及び同条第三号の規定によりされた資金の貸付けについては、なお従前の例による。

告　示

○外務省告示第二百五十六号

平成二十二年十二月二十二日、国際連合安全保障理事会において、旧ユーゴスラビア及びルワンダ国際刑事裁判所の残余メカニズムを設置することを決定する次の決議が採択された。

平成二十三年七月二十二日

外務大臣臨時代理

国務大臣　枝野　幸男

二千十年十二月二十二日に国際連合安全保障理事会がその第六千四百六十三回会合において採択した決議第千九百六十六号（二千十年）

安全保障理事会は、

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所（以下「ＩＣＴＹ」という。）を設立した千九百九十三年五月二十五日の安全保障理事会決議第八百二十七号（千九百九十三年）及びルワンダ国際刑事裁判所（以下「ＩＣＴＲ」という。）を設立した千九百九十四年十一月八日の決議第九百五十五号（千九百九十四年）並びにその後の関連する全ての決議を想起し、

特に、両国際刑事裁判所に対し、二千四年末までに捜査を完了し、二千八年末までに第一審の全ての裁判手続を完了し、二千十年に全ての作業を完了するための措置（以下「完了戦略」という。）を可能な限り全てとるよう要請した二千三年八月二十八日の安全保障理事会決議第千五百三号（二千三年）及び二千四年三月二十六日の同決議第千五百三十四号（二千四年）を想起し、また、それらの想定された期日が満たされていないことに留意し、

国際刑事司法及び重大な国際犯罪についての責任並びに旧ユーゴスラビア各国及びルワンダにおける法の支配の再確立に対して両国際刑事裁判所が行ってきた著しい貢献を認識し、

両国際刑事裁判所が、旧ユーゴスラビア及びルワンダの特別な状況の中で、平和の回復及び維持に貢献する特別の措置として設立されたことを想起し、

国際人道法に対する重大な違反について責任を有する者の不処罰と闘うという理事会の決意並びにＩＣＴＹ及びＩＣＴＲによって起訴された全ての人を裁判に付す必要性を再確認し、

二千八年十二月十九日の安全保障理事会議長声明（Ｓ／ＰＲＳＴ／二〇〇八／四七）を想起し、

両国際刑事裁判所の閉鎖後、両国際刑事裁判所の数多くの不可欠な任務（犯罪に対して最も責任があると疑われる最上級の指導者の中で逃亡している者の裁判を含む。）を遂行するための特別の制度を設立する必要があることを再確認し、

残余任務の大幅に縮小した性格を考慮し、国際的な残余メカニズムは、小さく、暫定的で効率的な構造のものであるべきであり、その任務及び規模は徐々に縮小し、職員の数もその縮小した任務に見合ったものとすべきであることを強調し、

旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所及びルワンダ国際刑事裁判所の公文書館並びに国際刑事裁判所に代わる残余メカニズムの所在地になり得る場所の選択肢についての行政上及び予算上の側面に関する事務総長報告（Ｓ／二〇〇九／二五八）を歓迎し、

国際連合憲章第七章の下に行動して、

1　両国際刑事裁判所に代わる国際残余メカニズム（以下「メカニズム」という。）を、二千十二年七月一日（ＩＣＴＲの支部）及び二千十三年七月一日（ＩＣＴＹの支部）にそれぞれ任務を開始する（以下「開始日」という。）二つの支部とともに設立することを決定し、また、このためにこの決議の附属書１のメカニズム規程を採択することを決定する。

2　この決議、メカニズム規程並びにＩＣＴＹ規程及びＩＣＴＲ規程の規定は、この決議の附属書２に規定する移行措置に従うことを決定する。

3　ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲに対し、二千十四年十二月三十一日までに、この決議に定められた全ての残存する活動を速やかに完了するために全ての可能な措置をとり、両国際刑事裁判所の閉鎖の準備をし、メカニズムへの円滑な移行を確保すること（各国際刑事裁判所の先遣隊を通じて行うことを含む。）を要請する。

4　１の規定に定める各支部の開始日において、メカニズムは、この決議及びメカニズム規程の諸規定に従って、ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲのそれぞれの管轄権、権利及び義務並びに不可欠な任務を保持することを決定し、また、ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲに関連して国際連合が締結し、各開始日において引き続き効力を有する全ての契約及び国際協定は、メカニズムとの関係で準用して効力を保持することを決定する。

5　事務総長に対し、メカニズムの裁判官が検討し、採択するために、この決議及びメカニズム規程の規定に従う両国際刑事裁判所の手続及び証拠に関する規則に基づいた、メカニズムの手続及び証拠に関する規則案を、できる限り速やかに、遅くとも二千十一年六月三十日までに提出することを要請する。

6　メカニズムの手続及び証拠に関する規則及びその改正は、安全保障理事会が別段の決定をしない限り、メカニズムの裁判官が採択するときに効力が生じることを決定する。

7　メカニズムの支部の所在地の決定は、安全保障理事会が受入れ可能な、国際連合とメカニズムの支部の受入国との間の適当な取極が締結されることを条件とすることを決定する。